

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の正誤表

2021年7月

ジェイフロンティア株式会社

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の記載について、次のとおり訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第二部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第3回新株予約権

<欄内の数値の訂正>

「新株予約権の行使時の払込金額（円）※」の欄：「487 [243]」を「487 [244]」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (a) 487円[244]（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算出方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
- (b) 487円[244]（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算出方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、487円[244]（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算出方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が487円[244]（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算出方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

第5 【経理の状況】

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【注記事項】

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

② 単価情報

<欄内の数値の訂正>

「権利行使価格(円)」の「第3回新株予約権」の欄：「243.5」を「244」に訂正。

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

① 【財務諸表】

【注記事項】

(ストック・オプション等関係)

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

② 単価情報

<欄内の数値の訂正>

「権利行使価格(円)」の「第3回新株予約権」の欄：「243.5」を「244」に訂正。